

GLOBAL X

使用開始日 2026年5月16日

投資信託説明書(交付目論見書)

グローバルX 超長期米国債 ETF

追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

Global X Japan株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	債券	ETF	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年4回	北米	ファミリー ファンド	なし	その他 (ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index (円換算ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ[<https://www.imaj.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	Global X Japan株式会社
設 立 年 月 日	2019年9月2日
資 本 金	25億円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	8853億6百万円
	(2026年2月末現在)

- 本文書により行なう「グローバルX 超長期米国債 ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年5月15日に関東財務局長に提出しており、2026年5月16日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)



ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

残存期間が25年を超える米国国債に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Indexを円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Indexについて

- ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Indexは、ICE Data Indices, LLCが開発した残存期間が25年以上の米国国債により構成されるインデックスです。

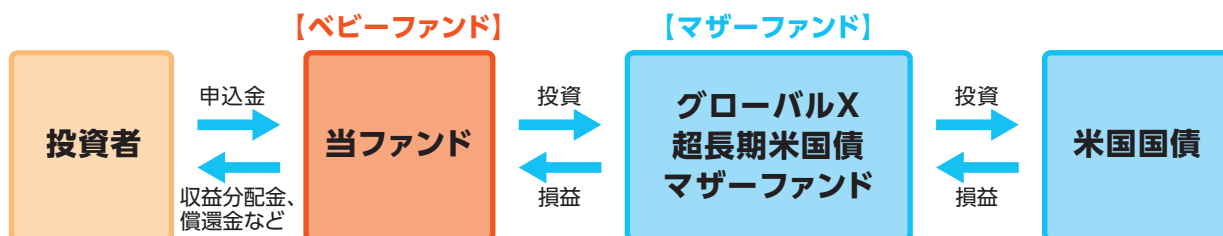
※「ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index(円換算ベース)」は、ICE Data Indices, LLCが算出する「ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。
※「ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index」を以下「対象指数」という場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、先物取引、ETF(上場投資信託証券)を利用することがあります。このため、債券等の組入総額と先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、10口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、現金により行ないます。
 - 追加設定は10万口以上1口単位となります。

- 解約請求により換金を行なうことができます。
 - 受益権をもって株式と交換することはできません。
 - 換金は10万口以上1口単位となります。

- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。



3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年2、5、8、11月の各24日です。

(注)第1計算期間は、2024年5月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- (b) 投資対象であるETFの有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること (ETFを利用した場合)
- (c) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (d) 公社債の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (f) 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- (g) 債券先物取引およびETFと指数の動きの不一致(債券先物取引およびETFを利用した場合)
- (h) 公社債、債券先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- (i) 公社債、債券先物取引およびETFの流動性が低下した場合における売買対応の影響
- (j) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (k) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- (l) 投資対象であるETFの配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること(ETFを利用した場合)

●指数の著作権等について

出所 ICE Data Indices, LLCは許可を得て使用されます。ICEはICE Data Indices, LLCまたはその関連会社のサービス/トレードマークであり、BofA®はBank of America Corporationおよびその関連会社(以下「BofA」)からライセンスを受けたBank of America Corporationの登録商標で、BofAの書面による事前承認がない限り使用することはできません。これらの商標は、ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index(以下「インデックス」)と共に、Global X Japan株式会社による使用のためにライセンスされています。グローバルX 超長期米国債 ETF(以下「本商品」)に関連して、Global X Japan株式会社が使用するためのライセンスです。Global X Japan株式会社および本商品は、ICE Data Indices, LLC、その関連会社およびその第三者供給会社(以下「ICE Dataおよびその供給会社」)によって、スポンサー、保証、販売、宣伝されているものではありません。ICEデータおよびそのサプライヤーは、一般的な証券投資、特に本商品への投資の推奨性、またはインデックスが一般的な市場パフォーマンスを追跡する能力に関して、いかなる表明または保証も行いません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものでも保証するものでもありません。

ICEデータおよびそのサプライヤーは、インデックス、インデックスデータおよびそれらに含まれる、関連する、または派生する情報(「インデックスデータ」)を含む、特定の目的または使用に対する商品性または適合性の保証を含む、明示および/または暗示のいかなる保証および表明も放棄するものとします。ICEデータおよびそのサプライヤーは、インデックスおよびインデックスデータの妥当性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負わないものとし、これらは「現状のまま」提供され、お客様の使用はお客様自身のリスクで行われるものとします。



基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為 替 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

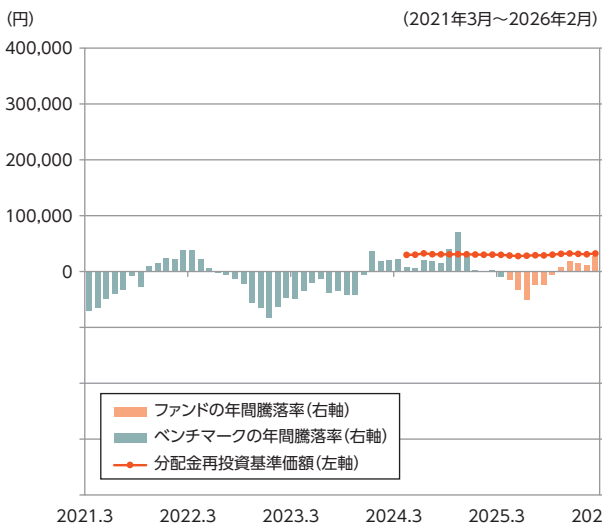
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

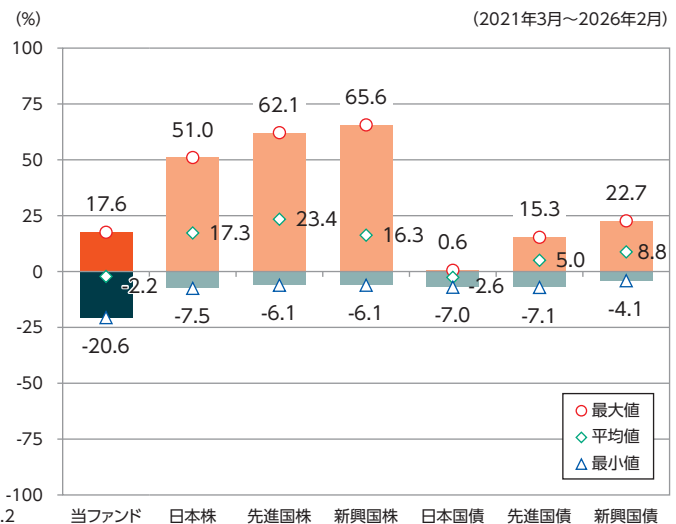
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
 新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
 先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
 新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

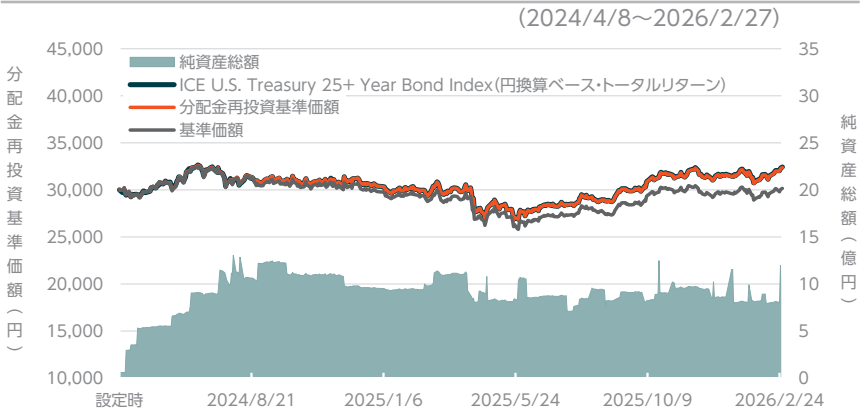
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

● グローバルX 超長期米国債 ETF

2026年2月27日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



分配の推移 100口当たり、税引前

2024/5/24	70円
2024/8/24	270円
2024/11/24	250円
2025/2/24	270円
2025/5/24	290円
2025/8/24	280円
2025/11/24	300円
2026/2/24	330円

設定来分配金合計額 2,060円

パフォーマンス

	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	+3.69%	+1.26%	+2.57%	----	+0.53%
分配金再投資基準価額	+4.84%	+2.38%	+6.98%	----	+7.91%
ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index (円換算ベース・トータルリターン)	+4.85%	+2.42%	+7.12%	----	+8.09%

修正デュレーション 16.10年

組入上位10銘柄

対純資産総額比

T 4.75 05/15/55	6.21%	T 4.5 11/15/54	5.96%
T 4.75 08/15/55	6.14%	T 4.75 11/15/53	5.94%
T 4.625 11/15/55	6.09%	T 4.25 02/15/54	5.65%
T 4.625 05/15/54	6.09%	T 4.25 08/15/54	5.65%
T 4.625 02/15/55	6.02%	T 4.125 08/15/53	5.05%

資産別構成

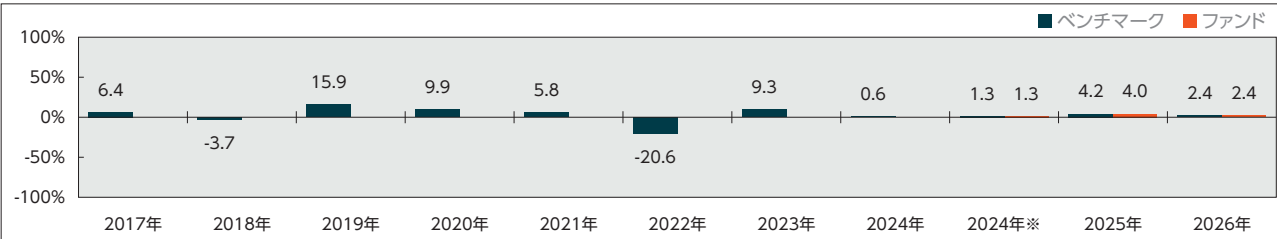
対純資産総額比

資産	銘柄数	比率
外国債券	20	98.14%
外国債券先物	1	0.85%
---	---	---
コールローン、その他		1.86%
合計	20	---

「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index(円換算ベース)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index(円換算ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2024年※は設定日(4月8日)から12月30日まで、2026年は2月27日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



お申込みメモ

購入時	購入単位	10万口以上1口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	10万口以上1口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

申込について	申込受付中止日	〈購入申込みの受付の停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所における米国債先物取引およびニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日 3. 前1. および前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付の停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所における米国債先物取引およびニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日 3. 前1. および前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	申込締切時間	原則として、午後4時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
	購入の申込期間	2026年5月16日から2026年11月17日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。 また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。

</



ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購 入 時 手 数 料	販売会社が定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—		
換 金 時 手 数 料	販売会社が定めるものとします。	受益権の換金に関する事務等の対価です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。		
	イ.信託財産の純資産総額に年率0.1045%(税抜0.095%)以内(提出日現在は、 年率0.1045%(税抜0.095%))を乗じて得た額			
	ロ.信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額			
委 託 会 社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。		
受 託 会 社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)		委託会社	受託会社
	イ.の額(税抜)*		年率0.07%	年率0.025%
	ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)		60%	40%
※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。				
その他の費用・手数料	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.00665%以内を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)			

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
解 約 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 解約時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。